

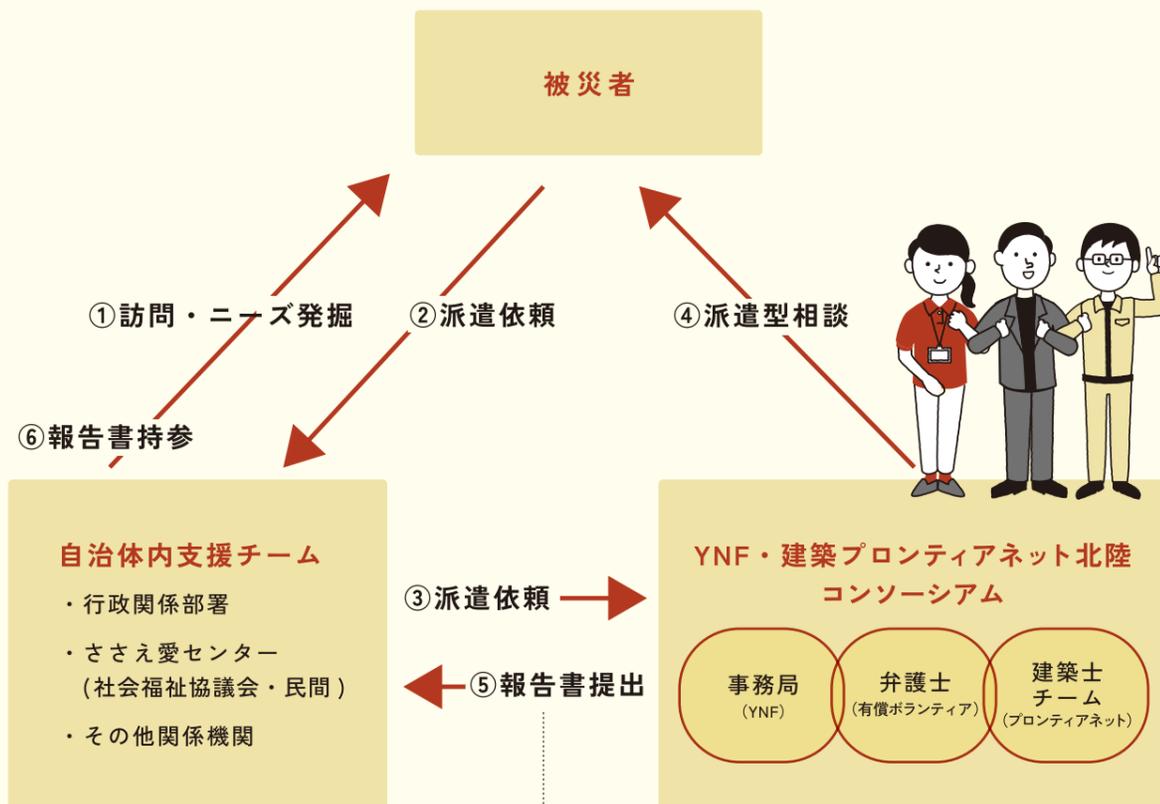
能登半島地震における
広域連携を見据えた派遣型士業相談支援及び
珠洲市における空家調査事業報告書



能登半島地震における広域連携を見据えた派遣型士業相談支援及び
珠洲市における空家調査事業

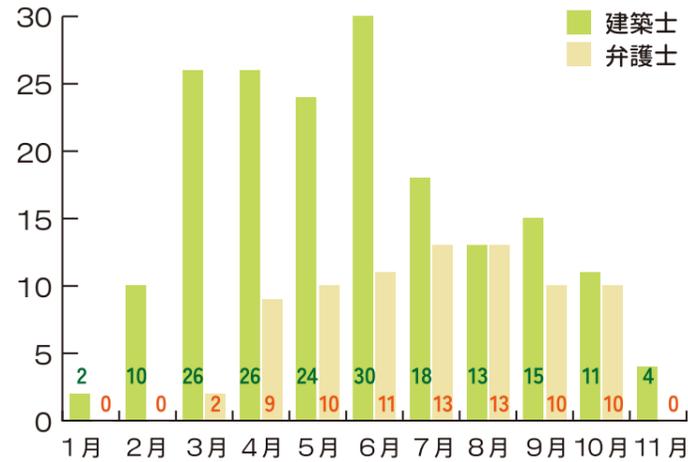
- 活動主体：特定非営利活動法人YNF、建築プロンティアネット北陸
- 活動内容：①士業相談支援（能登町、珠洲市、輪島市、穴水町、中能登町、志賀町ほか）
②空家へのインスペクション調査の提供（珠洲市）
③珠洲市における復興住宅とまちづくり検討会

伴走型・専門職連動支援スキーム

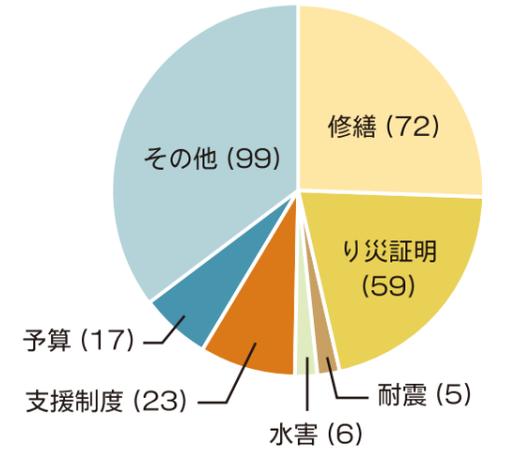


p.4 資料ページ
「再建への一歩をともにふみだすために」

相談件数



相談内容



概ねこの頃に公費解体・
り災証明再調査の申請
期限が到来

訪問相談の様子



家屋の外、中、必要なところは床下の状態も確認。お話と合わせて専門家の目でしっかり分析します。今後必要なハード面の対応や使える制度の情報などを、建築士、弁護士双方の視点でフィードバックします。
(資料P4～7)

弁護士相談においては、制度の各担当課の受付窓口へ同行し利用申請等のサポートも行いました。



弁護士相談



■弁護士議事録（報告書）

相談実施日 令和7年8月9日13時～
相談者氏名 ○○○○様
担当弁護士 ○○○○、○○○○
担当者所属 大阪弁護士会、兵庫県弁護士会

1 相談の内容

居住していた自宅を公費解体しようとしていた。姪の同意書はもらえたが、甥とその母の同意書が間に合わず、公費解体ができなかった。自費解体の申請書などは町からもらったが、どのように進めてよいかわからない。

2 助言の内容

自費解体の注意点は以下のとおりです。

- 1 自費解体制度は、まず自分で解体費用を準備し、業者に支払う必要があります。
- 2 業者に支払った解体費用は、申請が通った後、町からお金がもらえます。
- 3 町からもらえるお金は、上限が決まっていますので、その範囲内で解体工事をしてもらわないと、上限を超えた部分は自己負担となってしまいます。
- 4 自費解体の申請期限は令和7年10月31日であり、この日までに、解体工事を完了し、資料の提出を含めて、申請を完了する必要があります。

3 今後の対応

(1) 解体工事と費用の償還について

相談当日に社長さんとお話もさせていただきましたが、現地訪問を行う必要があるが10月31日までに、解体工事を行い、資料を提出することは大丈夫だろうということでした。

このため、社長さんには、

- 1 現地訪問をしてもらい、解体予定の建物の現状を確認してもらう
- 2 解体工事の日程、費用の見積もり（町からお金のもらえる上限の範囲内の金額）をしてもらう
- 3 解体工事が完了した後、以下の書類を準備してもらってください

→ お手持ちの必要書類一覧に記載されている書類のうち「業者が発行」と記載されているもの

- ・解体工事契約書
- ・解体工事の写真（工事前・工事中・工事後）
- ・解体工事費用内訳書（町の様式）
- ・領収書（要印紙）
- ・マニフェスト伝票

建物に関する建築士さんの調査結果と助言を踏まえ、利用できる支援制度の使い方・組合せ方を相談支援の現場でお知らせするのはもちろん、その手順を迷わずにひとつずつ進められるように、お手紙でできるだけわかりやすくお伝えすることを心がけました。

準備してもらった書類と自身で準備する書類を合わせて町（住民課）に申請して、工事の費用の償還が受けられれば手続終了です。

- ・申請書
- ・身分証明書
- ・罹災証明書の原本
- ・解体する建物を示した図面
- ・被災の状況がわかる写真

(2) お金の準備について（銀行からお金を借りる）

例：興能信用金庫の場合

1 興能信用金庫 〇〇〇〇部（〇〇〇〇）に行き、「このう災害復旧ローン」について相談をする。

※ 予めお電話にて予約をした方がよいそうです（0768-〇〇〇-〇〇〇）。

電話をし、自宅の自費解体について融資の相談をしたい、とお伝え下さい。

※ 必要書類

- ・本人確認書類
 - ・解体工事費用の見積書
 - ・令和6年度の収入のわかる資料（源泉徴収票など）
 - ・罹災証明書
 - ・興能信用金庫の口座の銀行印
- 2 審査がおりれば融資（融資可能であれば急ぎ対応してくれるそうです）
- 3 町からお金が戻ってくればそれをもって返済してもらい終了

(3) 借りたお金の利息について

スムーズにいけば高額にはならないと思いますが、お金を借りて自身で解体をした場合、その利子を助成してもらえる制度（最大5ヶ月分・自費解体つなぎ資金融資利子助成制度）があります。

申請期限は令和8年3月31日までです。工事が完了して、町から費用の償還を受け、金融機関に返済が完了した段階で申請してください。急ぎではありませんので、下記に必要な書類などは記載しますが、制度内容と期限だけ頭に入れておいてもらい、詳細内容についてはまたご相談いただいてもよいと思います。

※ 必要な書類

- 1 銀行から融資を受けたことがわかる書類の写し（契約書など）
- 2 解体工事の費用がわかる書類（請求書等）
- 3 町に提出した自費解体の償還申請書の写し
- 4 お金を借りた金融機関の発行する返済予定表等
- 5 マイナンバーカードの写し（両面）



被災者の「納得の再建」を支える

建築プロンティアネット北陸

建築士 山本周



被災者の不安に寄り添い、選択肢をともに考える

私は能登半島地震をきっかけに、建築士のボランティア団体「建築プロンティアネット北陸」を知人の建築士とともに立ち上げ、発災の1カ月後から支援活動を続けてきました。能登半島では地元の工務店や大工の人手が不足していて、連絡しても半年先まで来てもらえないことも珍しくありません。そのため、多くの方が家屋の被害を前に、修繕か解体か判断できず、不安を抱えておられます。見た目の損傷や相続の事情から、家を残すことを早々に諦めてしまう方もいます。

私たちは被災者を訪ね、丁寧に話を聞き、建物の状況を踏まえて選択肢をお示ししています。再建で大切なのは、技術的な評価だけでなく、家への思いや暮らし、家族の歴史を伺うことです。「解体するしかない」とおっしゃっていた方が語る中で家の価値に気づかれた例もあります。複数の選択肢を共有することで、前向きに解体を選ばれたり、県外のお子さんが相続を決断されたりすることもあります。**家族が納得して選べる環境を整えることが重要**だと感じています。

他の組織との連携で、支援を充実させる

相談の中には建築士だけでは対応できない内容も多く、費用面や近隣トラブルには弁護士が、雨漏りなど緊急性の高い問題には技術

系ボランティアや業者の協力が必要です。こうした「つなぐ」役割は、多くの支援団体との連携によって成り立っています。

特に、特定非営利活動法人 YNF や社会福祉協議会の方々が、日頃の見守り活動を通じて「建物で困っている方」の声を拾い、私たちにつないでくださることは大きな力です。直接相談できない方にも支援を届けるためには、この仕組みが欠かせません。

また、発災直後に迅速な支援を行うには、**地域と日頃から接点を持つ複数の団体が、平時から連携を築いておくことが重要**です。行政や社会福祉協議会の職員と顔を合わせておくだけでも、災害時の初動は大きく変わると思います。

「納得」の再建を支えるために

今回の活動を通じ、私は「**納得の再建を支える**」姿勢の大切さを強く実感しました。時間をかけて寄り添い、複数の選択肢を丁寧に示し、必要に応じて他の支援者へつなぐ。その積み重ねが、被災された方が自分の生活を自分で選び、前を向いて歩む力につながるのだと思います。

再建には時間が必要です。しかし、その時間に伴走し、迷いや不安を共有しながら支えることこそが、建築士として災害支援に関わる意義であると感じています。

弁護士が被災者にアプローチする意義

桜こみち総合法律事務所

弁護士 鈴木秀昌



「誰に何を相談すればよいか分からない」にアプローチする

困り事が明確になっている方は、無料相談会や電話相談を利用して、専門家などに相談することができます。しかし実際には、生活再建に課題があるにも関わらず、誰に何を相談してよいか分からず、何もできないまま取り残されている方が大勢います。私は、そのような方のお宅を訪問し、お住まいの状態、現在の生活やお仕事の状況、家族構成などを丁寧に伺いながら、**抱えている問題を一緒に整理していくことに大きな意義**を感じています。

最初は不安や諦めの表情をされていた方でも、こちらが和やかな雰囲気をつくり、今の暮らしの様子など話しやすいことから一つずつ伺うことで、少しずつ課題の輪郭が見えてきます。相談者ご自身が「何に悩み、どこから手をつけるべきか」に気づくと、生活再建に向けて大きな一歩を踏み出すことができます。

複雑に絡み合う課題を整理し、次の一歩を共に探る

相談者の課題は、住まいの修理や解体の判断、制度の理解、手続の複雑さに加え、親族との関係など多くの事情が絡み合っていました。建物の方針については建築士さんの知見が必要です。また、隣家の建物が相談者の敷地内に倒れ込んでいる場合や、被害を受けた建物が故人名義のまま相続登記が済んでいない場合には、弁護士の知見が役立ちます。

まずは現在の状況を一緒に整理し、どのような解決策や支援制度があるのかを示し、説明することが重要でした。そして**相談者が一つずつ課題を解決できるよう、丁寧に道筋を示し、先が見える状態をつくる**ことを心がけました。プロセスを支援し、納得を得ていただくことが肝要です。

他の支援者との連携が、生きた支援を生む

今回の活動には全国から約30人の弁護士が参加しました。その中で実感したのは、市町や、見守り支援を担う地域支え合いセンター(社会福祉協議会、NPO)など、**すでに被災者とながっている方々との連携がなければ、本当に支援を必要としている方に会えない**ということです。また、土業の知見が求められる場面で、遠慮なく頼っていただくには、**弁護士が法律問題の解決だけでなく、課題を整理したうえで一緒に考える「相談支援」も担える存在であることを示す必要がある**ことも学びました。

私たち弁護士は、今回の事業で「課題が明確でない方にアプローチし、まずは話を聴く」という、普段の弁護士業務にはない貴重な経験をしました。現場で得た知見や姿勢は、必ず次の災害支援に生かされると感じていますし、弁護士としての基盤にもなると確信しています。

能登町役場 復興推進課

当町ではこれまで弁護士・建築士による会場型合同相談会は実施していましたが、異なる士業が現地を共同訪問する取り組みはありませんでした。派遣型士業相談では弁護士と建築士がペアで活動し、法律と建築の両面から課題に対応していただいたことが非常に有効でした。

建築士への「り災判定への不満」「修理方法」「安全性」などの相談に対し、弁護士が支援制度の説明や問題整理を行うことで、複雑な課題を抱える住民の生活再建に具体的な道筋を示すことができ、行政や相談員だけでは対応が難しい案件にも、本相談が大きな助けとなりました。

また、町民だけでなく支援者も利用できたことで、自身の悩みを後回しにしがちな支援者も

心を軽くすることができました。弁護士と建築士が連携し、一人ひとりの状況に寄り添って助言を行う派遣型士業相談は、生活再建を進めるうえでとても効果的であり、今後も継続して活用したいです。

< 派遣型士業相談を利用した方の経過の一例 >

- ・ 仮設住宅での生活に慣れ、再建に無関心だった方が自ら動き始めた
- ・ 隣家トラブルについて具体的な助言を受け、解決へ一歩前進した
- ・ 修繕が完了し、自宅再建を実現できた

特定非営利活動法人 YNF

代表理事 江崎太郎

本事業では、休眠預金を活用し、弁護士および建築士による派遣型相談支援を実施しました。被災者が抱える課題は、法的問題、住まいの再建、生活の立て直しが複雑に絡み合い、単発の相談や窓口型の支援だけでは、必要な情報や判断材料が届きにくい場面が少なくありませんでした。そこで私たちは、専門職が被災者の生活の場に直接出向き、状況の整理と見通しづくりを支えることを重視しました。

本事業で特に注力したのは、「相談を実施すること」そのものではなく、相談支援が機能するための仕組みづくりです。具体的には、弁護士・建築士による派遣型相談を、パートナーとなる自治体や被災者見守り・相談支援事業を担う皆様の伴走支援と連動させ、相談前後の情報整理、関係者調整、フォローアップまでを一体として設計しました。これにより、専門家の助言がその場限りで終わらず、被災者の意思決定や次の行動につながるよう支援することができたと考えています。

また、「相談に来られる人」だけでなく、「相談に行くこと自体が難しい人」に支援を届けられたことは、本事業の重要な意義でした。一方で、派遣型相談は人的・時間的負担が大きく、担い手の確保・育成の課題をはじめ、乗り越えるべき壁の存在にも気づきました。引き続き前進させるための取組みを行っていきたいと思います。

あわせて珠洲市において、相談支援事業とは別に、まちづくり検討委員会を並行して実施しました。個別の生活再建とは異なる視点から議論を行う場でしたが、復興住宅のあり方や地域の将来像について、現場感覚に根ざした率直で興味深い意見が多く出されました。私自身、これまでの支援の延長線上では見えにくかった視点や発想に触れることができ、今後の事業や支援のあり方を考える上で活かせる可能性を強く感じています。



令和6年能登半島地震により住宅被害が甚大となった珠洲市において、住まいの再建は生活再生と地域の将来に直結する重要課題となった。一方で、復興住宅をめぐる合意形成の負担集中、生活文化と標準化住宅の乖離、コミュニティの変化、若者・関係人口との関係再構築など、制度だけでは対応しきれない論点が顕在化した。

そこで、復興住宅整備を「暮らしの再生」「地域再生」の観点から捉え直すことを目的に、建築・まちづくり等の専門家で構成する「珠洲市における復興住宅とまちづくり検討会」を開催し、行政施策を補完する第三者的立場から論点整理と方向性の検討を行った。検討では、合意形成を支える調整のあり方、生活文化に即した住まいと外部空間、日常的交流を生む場の再設計、若者・関係人口の協働の可能性等を整理し、提案書として取りまとめた。